

# 福岡県建築基準法施行条例の解説

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例の法的根拠を明らかにしたものである。

(用語)

第 2 条 条例で使用する用語の定義について規定したものである。その用語は、法及び施行令の規定や解釈による。

## 第 2 章 災害危険区域

(災害危険区域の指定)

第 3 条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下、「急傾斜地法」という。）による急傾斜地崩壊危険区域が指定されると、自動的にその区域が災害危険区域となる。

(災害危険区域内の建築制限)

第 4 条 災害防止上必要な措置とは、擁壁の設置、法面保護工等で、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊防止工事をいう。

## 第 3 章 建築物の敷地及び構造に関する制限の付加

(がけに近接する建築物の制限)

第 5 条 居室を有する建築物については、がけ崩れによる被害の防止と人命の保護を図るため、がけの定義をし、建築物をがけから離す距離を規定したものである。

ただし書き第 1 号については、宅地造成等規制法施行令第 6 条の技術基準を準拠して擁壁を設置する。第 2 号には、硬岩盤で崩壊しないことが地質調査で確認されたもの等が該当する。第 3 号には、基礎又は基礎杭等の支持地盤が安定勾配内にあるもの等が該当する。また、第 4 号については、建築基準法施行令第 80 条の 3 を準拠して安全性を確保する必要がある。

(しろありによる害を防ぐための措置)

第 5 条の 2 年間平均気温が 14℃以上の地域は、しろありによる被害を受けるおそれがあり、一般的に地面から 1 メートル以内にある土台、柱、筋かいは、令第 49 条第 2 項により防蟻の措置をしなければならない。

木造大規模建築物は、しろありによる被害を受けると、構造耐力上の影響が大きいので、その予防を義務づけた。防蟻措置としては木材に防蟻薬剤を注入する方法、防蟻剤の塗布、浸せき等による防蟻剤処理方法等がある。

## 第4章 特殊建築物の敷地及び構造に関する制限の付加

(病院等のボイラー室の構造)

第6条 医療、宿泊施設等で、多量の燃料を使用するボイラー室の出火延焼防止のため必要な措置を定めた。

(劇場等の屋外への出口)

第7条 本条に規定する集会場とは、固定席を有する室又は建築物に限るものとする。

出口は日常的に使用する出口のほか、非常時に使用できる出口を含み、その寸法は有効幅員である。出口の数及び配置は本条によるほか、令第125条を満足しなければならない。

(劇場等の直通階段)

第8条 避難の際に流入させようとする人数は第11条第2項に定める客席の定員に基づく。階段の配置及び寸法は本条によるほか、令第120条、令第121条及び令第23条を満足しなければならない。

(劇場等の避難階段等)

第9条 客席から直接進入する形式の階段は、客席部の火災の煙が直接階段室内に流入しやすいこと、また、客席が避難階より下方にある場合は、煙の拡大方向と避難方向が一致するため、避難動線の長さが一定以上になると避難安全性能を向上させる必要があることなどの理由から特別避難階段等の設置を義務付けた。

避難階より下方に設置する場合の屋外避難階段とは、劇場等に面して空堀を設け、この空堀の一部に設けられたものである。

(劇場等の用途に供する部分への準用)

第9条の2 劇場等の用途に供する部分とその他の部分の異種用途区画としてシャッターを用いる場合にあっては、シャッターが降りた状態でも出口の幅の合計の2分の1以上が日常的に使用する出口等で確保されなければならない。

(劇場等の用途に供する部分における直接階段の共用)

第9条の3 第1項は他の用途の部分と劇場等の部分が複合して設置される場合で、第3項は劇場等が重層となる場合を考えたものである。

(劇場等の避難階における避難経路)

第9条の4 通路はそれぞれ出口から流入してくる人員を受け入れるだけの幅員が確保されなければならない。

(劇場等の廊下)

第10条 通過人数に応じた最低必要な廊下幅を確保した上で、柱型やアルコーブ等部分的に狭く或いは広くなっているものについては許容する。

(劇場等の客席からの出口)

第11条 客席部が上下2層に分かれている等相互に行き来できない区画に分かれている場合は、それぞれの区画毎の定員に見合った出口数を確保するものとする。バルコニー席やボックス席も、その部分の定員により同様の扱いとする。客席からの出口は本条に

よるほか、令第118条を満足しなければならない。

(劇場等の客席の構造)

第12条 客席部の通路の配置、幅員及びいす席の寸法は、火災予防条例により、適切に確保されなければならない。

第2項第1号のただし書きによる場合は、令第26条により勾配は8分の1以下としなければならない。

(劇場等の舞台部の隔壁の構造)

第13条 舞台部はもえぐさが多いことから、舞台部の火災に対し、客席部を守るための規定である。

「花道その他これに類するもの」とはエプロン、オーケストラピット等が考えられる。

(マーケット等の通路)

第14条 壁、ショーウィンド等で、数店舗に区画された建築等の通路幅の規制で、その階の店舗面積の合計が500平方メートル未満のものは除いた。

この場合の階段等は、令第120条から令第125条による。

(木造の共同住宅等の内装)

第15条 本条に規定する木造とは、建築基準法第23条に規定する木造建築物等とする。

200平方メートル以上のものは、令第128条の4により規制しているが、200平方メートル未満の木造の共同住宅、寄宿舍、長屋(主要構造部を耐火構造とした建築物及び法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当する建築物を除く。次条において同じ。)についても内装を規制するものである。

(木造の共同住宅等の出口)

第16条 木造の共同住宅等の敷地内には、避難階における屋外への主要な出口及び屋外階段の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員4メートル(階数が2以下で延べ面積が300平方メートル以下のものにあつては1.5メートル)以上の通路を設けなければならない。

屋外への主要な出口とは令第125条第1項の出口をいい、避難階においては住戸の掃き出し窓等でもよい。

(自動車修理工場の構造)

第17条 自動車修理工場の上に2以上の階があるか直上階の居室が100平方メートルをこえるときは、自動車修理工場の部分を耐火構造又は準耐火構造等とする。

(自動車修理工場の防火区画)

第18条 施行令第112条第18項及び第19項の区画が自動車修理工場の用途に供する部分(管理事務所、部品庫等も含まれる。)と他の用途の部分との区画であるのに対し、条例は自動車修理に係る作業場の部分とその他の部分(管理事務所、部品庫等)との区画を要求している。自動車修理に係る作業場の部分は、ガソリン等の危険物を取り扱う関係上、出火の危険度が高いために設けた規定である。

## 第5章 都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地等と道路との関係に関する

## 制限の付加

(適用区域)

第 19 条 適用区域を示したものである。

(建築物の敷地と道路との関係)

第 20 条 接道部分は、1 個所で 6 メートル以上（第 1 項）又は、4 メートル以上（第 2 項）必要であり、路地状部分で接する場合は、その部分の幅員がそれぞれの数値以上でなければならない。

なお、第 2 項に規定する診療所は患者の収容施設の有無を問わない。

(百貨店等の敷地等と道路との関係)

第 21 条 接し方は、前条に同じである。

第 2 項は、百貨店等の出入口の前面に設ける空地である。

(劇場等の敷地等と道路との関係)

第 22 条 敷地の接する道路の幅員、前面空地の幅及び奥行は次表の数値以上とする。

客席の定員	道路の幅員	前面空地	
		幅	奥行
$N < 400$ 人	4m	$\frac{0.8N}{100}$ m	1.5m
$400 \text{ 人} \leq N < 1,200$ 人	6m	かつ 1m	2.0m
$1,200 \text{ 人} \leq N$	8m		3.0m

N は客席の定員

(倉庫等の出入口と道路との関係)

第 23 条 倉庫は、第 20 条第 2 項の規定により倉庫業を営む倉庫に限る。

(倉庫等の敷地の出入口の設置の禁止)

第 24 条 車輛の出入りの際、交通上危険性がある部分に出入口を設置することを禁止した。自家用自動車の車庫とは建築物に付属する自動車の車庫で、その建築物の居住者及び入居者が利用する自動車（道路運送法第 2 条第 8 項の事業者用自動車を除く）の車庫とする。なお、店舗等の来客者の自動車は事業用自動車には該当しないため、自家用自動車となる。

## 第 5 章の 2 日影による中高層の建築物の高さの制限

(対象区域等の指定)

第 25 条の 2 中高層の建築物によって生ずる日影時間の規制対象区域及び日影時間を指定したものである。

別表中の高度地区は、備考で規定している建築物の高さ以下で北側斜線を含む建築物の高さ制限を行なっている高度地区（第 1 種高度地区）を含むが、絶対高さ制限は含まない。

## 第 6 章 雑則

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第 26 条 許可を受けた仮設建築物等について、この条例の規定中、第 2 章災害危険区域の規定のみ適用される。